

自治体の借金●あなたの疑問に答えます

「財政」と聞くだけで、難しいと敬遠されがちです。

でも、これからの自治体を考える上で財政の議論を避けては通れません。

自治体の借金という切り口で、難しい自治体財政をわかりやすく解説します。

『月刊自治研』編集部

Q1

「自治体の借金六〇年」とありますが、どんな歴史から六〇年が経つのでしょうか。いま、自治体の借金はどのくらいあるのですか。大丈夫でしょうか。

A1

ちょうど六〇年前、一九五五年、一本の法律が、自治体に本格的な赤字地方債の発行をもたらす時代の幕開けを告げました。地方財政再建促進特別措置法がそれです。今日の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の源流であると同時に、赤字地方債を財政に用いる手法を公に認めることとなりました。

● 禁じ手の解禁

しかしこの財政再建債は、地方財政法が禁じる手であったために、特別措置であり、事実一年限りの措置でありました。もう一度この手法が呼び出されたのが一九七五年、石油ショック後の景気後退と地方財政危機に対処するために発行された特例地方債でした。これも一年限りの措置でありましたが、危機は去らず、やむなく翌年も財政対策債と名前を変えて発行されています。しかしこの二つも二年間で役割を終えています。

● 臨財債の登場

事態が深刻化したのは二〇〇一年度か

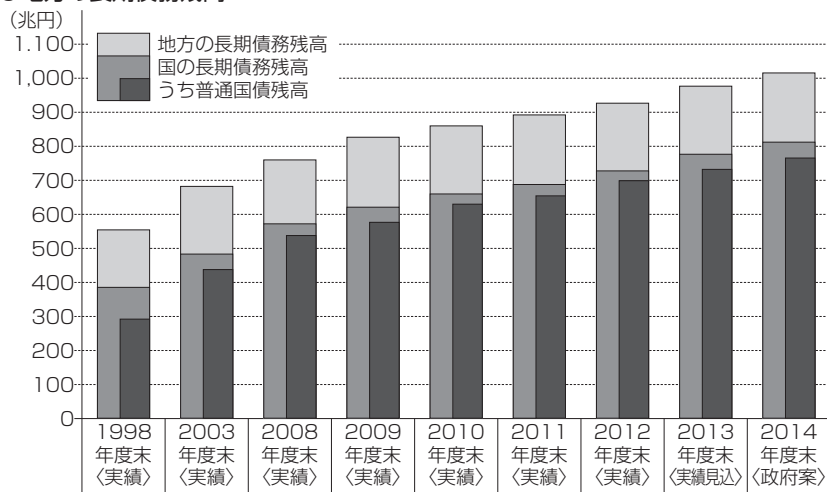
らです。バブル経済崩壊後の国・自治体あげての歳出拡大は、双方に巨額の債務を積み上げていきました。頼みの綱、地方交付税も国税収入だけでは足りず、交付税特別会計といういわば配布のための窓口機関が五〇兆円もの借金をし、毎週入札でお金をかき集めなければならぬような事態になってしまいました。地方交付税制度が崩壊の危機に瀕したわけです。このような事態に直面し、交付税制度を維持するためにも、次のような方法が考え出されました。すなわち、財源不足額（交付税の足りない分）を国と地方で折半して負担しようというものでした。地方の側は臨時財政対策債（臨財債）という禁じ手の赤字地方債を発行、本来交付

されるべき交付税の足りない部分を自治体が自身自身で借金をして、とりあえず立て替え、返済の時には交付税の中に返済分を含めて増やしてもらおうというものです。

● 「雪だるま式」

最初は三年間の時限の特別措置でしたが、ものごとは何も解決しませんでした。以来一五年間臨財債は発行され、二〇一六年度までは法律が有効で借り続け、その先も出口が見えないという状況です。なぜならば、現在発行されている臨財債のほぼ半分は先に借りた臨財債の返済のための借金で、借金の返済のために借金をするという「雪だるま式」の状態だからです。臨財債の残高も五〇兆円に迫り、交付税の全交付額の三年分にもあたるということになっています。一〇〇％交付税算入により返済には交付税が責任を持ちますとはいっても、返すに返せない、責任を持ってない額になってしまいます。交

● 国及び地方の長期債務残高



	1998年度末<実績>	2003年度末<実績>	2008年度末<実績>	2009年度末<実績>	2010年度末<実績>	2011年度末<実績>	2012年度末<実績>	2013年度末<実績見込>	2014年度末<政府案>
国	390	493	573	621	662	694	731	779	811
普通国債残高	295	457	546	594	636	670	705	751	780
対 GDP 比	58%	91%	112%	125%	133%	141%	149%	155%	156%
	(57%)	(89%)	(110%)	(124%)	(129%)	(139%)	(147%)	(149%)	(151%)
地方	163	198	197	199	200	200	201	201	200
対 GDP 比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	43%	41%	40%
国・地方合計	553	692	770	820	862	895	932	980	1,010
	(550)	(683)	(765)	(812)	(845)	(885)	(921)	(952)	(985)
対 GDP 比	108%	138%	157%	173%	179%	189%	197%	202%	202%
	(108%)	(136%)	(156%)	(171%)	(176%)	(187%)	(195%)	(197%)	(197%)

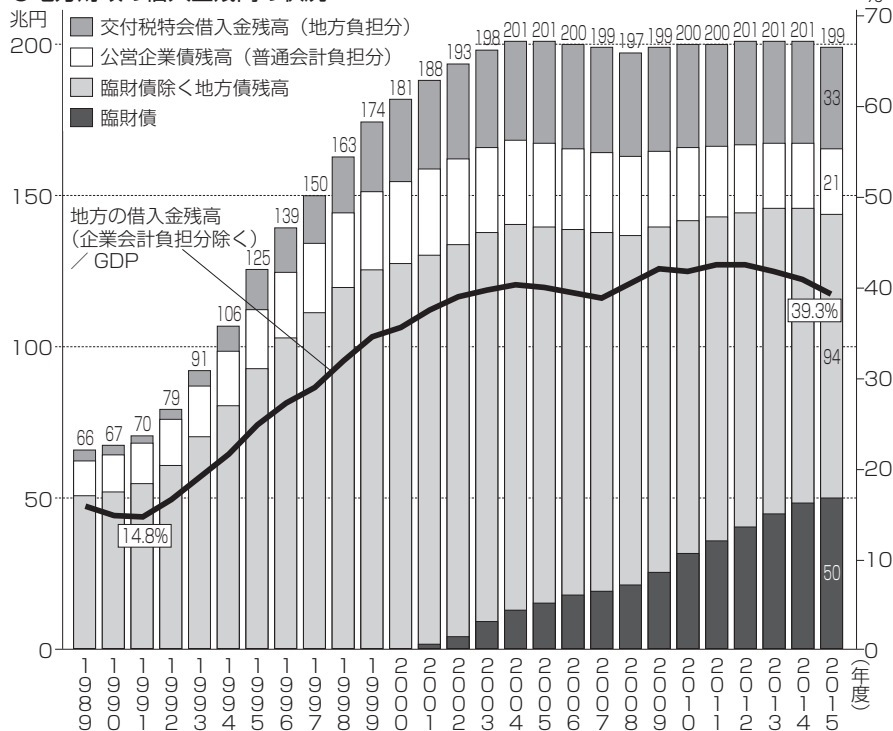
出典：財務省

● 地方財政法
地方財政法は第五条で地方債の制限に

A2 建設国債・建設地方債は仕方がない、赤字国債・赤字地方債（特例債ともいいます）は悪者、というのが財政法（国の財政のルールを定めた法律）、地方財政法（同地方財政のルール）の基本姿勢です。戦後高度成長期までは本気になって信じられていた考え方です。地方財政法を例にとって、建設地方債と赤字地方債の違いを見てみましょう。

Q2 赤字地方債六〇年、赤字国債五〇年というのはわかりました。赤字公債（国債・地方債）は悪者なので、お金がないのなら借りなくてはいけないし、借りないで、福祉を我慢する、教育を我慢するといった弊害の方が大きいような気がするのですが。

● 地方財政の借入金残高の状況



注1：地方の借入金残高は、2013年度は決算ベース、2014年度は実績見込み、2015年度は年度末見込み。

2：GDPは、2013年度は実績値、2014年度は実績見込み、2015年度は政府見通しによる。

出典：総務省

付税で無理に返そうとすると、小泉政権下二〇〇四年の交付税ショックのようなことが起きかねません。もつと大きなショックが襲うでしょう。あのときも減税補てん債という借金を返さなければならぬということが引き金になっていました。手がないわけではありません。二つあります。バブル経済を倍するような超好景気の持続、戦後すぐのような驚異的インフレ。しかし、これらを期待して、借金をしまくるというのは、無責任のそしりを免れません。私もそういう夢は見ますが、正夢になることはないでしょう。国が助けを出してくれるのでしょうか。これは相当に期待薄です。なぜなら、国の財政は自治体の財政よりもっと悪いのです。借金の借り入れ・返済の部分を外した収入・支出のバランスのことを基礎的収支（プライマリーバランス＝PB）といいますが、地方全体ではそこそこですが、国は赤字、まだバケツの底が抜けている状態です。期待するのは無理でしょう。

● 赤字国債五〇年
国の財政の話がでたところで、赤字国債についても触れておきましょう。じつは今年は、赤字国債五〇年の年でもあります。一九六五年は戦後初めて赤字国債が発行された年です。国の財政は戦後しばらくの間は国債不発行主義が貫かれ、今となつては信じがたいことですが、赤字国債はおろか、建設国債も発行されない時代が続きました。一九六五年はその両方をうち捨ててしまう事態になりました。それでもその後一〇年間は我慢が続き、赤字国債は一〇年間発行されませんでした。そしてさらにその後は「赤字国債からの脱却」が政治公約の第一であり続けたのでした。今は昔、といわざるをえません。一九六五年は東京オリンピックの翌年です。不吉な予兆が感じられないでしょうか。借金は国の方がひどいじゃないか、という声があります。その通りです。自治

体全体の借金（長期債務）は合計二〇〇兆円ちょっと。それに比べて国の借金は八〇〇兆円ちょっとですから、四倍も多いことになります。国、地方の一般会計の予算総額はたいして変わらないのですから、借金の重みは四倍も違うということになります。それだけではありません。国は法律を勝手に（といつては言い過ぎですが）作って赤字国債を発行できますが、自治体は条例で赤字地方債を発行できるわけではありません。自治体全体に通用する法律を国会に作ってもらわなければなりません。地方債発行全体については、かつては許可制で、大臣と知事が目を光らせていました。いまは、かなり自由になりましたが、制約は多いのです。赤字地方債は許可が必要です。自治体には財政健全化法があります。二〇〇九年度から本格的に機能しています。国には財政構造改革法がありました。が、ともに稼働しないまま自らの手で機能停止させてしまいました。